

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 21 年 9 月 16 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 「厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置」
に関する Q&A について ◆

「厚生年金基金等の財政運営の弾力化措置」に関し、信託協会等から厚生労働省あて確認中の事項につきまして、一部回答がありましたので、主な内容についてご連絡いたします。

詳細は、別紙をご参照ください。

なお、一部について以前の回答から変更されているものがあります。



No.	確認内容	確認結果
1	<p><厚生年金基金> (下方回廊方式の適用)</p> <p>① 継続基準に抵触しての変更計算と併せて、給付設計の変更、予定利率の引下げ等他の変更計算を同時に実施する場合も下方回廊方式の適用が可能という理解でよいか。 (但し、財政再計算を同時に実施する場合を除く)</p> <p>② ①が可能な場合、他の変更計算を併せて実施する場合における未償却過去勤務債務残高から控除することができる許容繰越不足金の額は、変更内容にかかわらず財政検証時の許容繰越不足金を使用するという理解でよいか。 (当該変更を織り込んだ許容繰越不足金の再算定は織り込まない。) ※但し、財政検証後に許容繰越不足金の算定方法や資産評価方法を変更する場合には限り、当該許容繰越不足金の算定方法や資産評価方法の変更を織り込む(その他変更は織り込まない。)</p>	<p>① その理解でよい。</p> <p>② その理解でよい。</p> <p>なお、平成 21 年 3 月末日基準の変更計算にて下方回廊方式を適用する場合は、期ズレ調整が反映されていない責任準備金の額に基づく平成 20 年度財政検証時の許容繰越不足金の額を使用する。</p>
2	<p><確定給付企業年金> (下方回廊方式の適用)</p> <p>① 上記 1 の①及び②の取扱いは、DB においても同様という理解でよいか。</p> <p>② ①の理解でよい場合、DB は少なくとも 5 年毎に実施する必要がある財政再計算とその他の財政再計算とが区別されていないため、「前回の繰越不足金を全額解消した財政再計算から少なくとも 5 年以内に繰越不足金を全額解消すること」を要件として、下方回廊方式の適用可否を判断するという理解でよいか。</p>	<p>① その理解でよい。</p> <p>② 平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の日を計算基準日として継続基準抵触による再計算を行う場合は、区別なく、下方回廊方式の対象となります。</p> <p>⇒ (弊社補足) 少なくとも 5 年毎に実施する必要がある財政再計算においては、適用できないという内容が変更されております。 決算で継続基準に該当している場合、同一の基準日で実施する財政計算は全て下方回廊方式の適用が可能となります。</p>
3	<p><厚生年金基金、確定給付企業年金> 掛金引上げ猶予や下方回廊方式を適用する場合、厚生年金基金、基金型 DB は代議員会の議決、規約型 DB は労働組合等の同意は必要という理解でよいか。</p>	<p>掛金引上げ猶予や下方回廊方式を適用することに関しては、厚生年金基金、基金型 DB では代議員会の議決は基金の判断で適宜行えばよく、規約型 DB は、事業主の意思決定があればよく労働組合等の同意は不要。</p> <p>⇒ (弊社補足) 以前の回答では、代議員会での議決が必要とされておりました。</p>



No.	確認内容	確認結果
4	<p>＜厚生年金基金、確定給付企業年金＞ 平成 20 年度決算で継続基準に抵触し掛金引上げを猶予したが、平成 21 年度決算で継続基準に抵触しなかった場合、平成 20 年度決算継続基準抵触に基づく掛金引上げ対応自体が不要となるという理解でよいか。</p>	<p>その理解でよい。 当該引上げ対応を不要とするための財政計算・認可申請等は特段不要。</p>
5	<p>＜厚生年金基金、確定給付企業年金＞ 掛金引上げ猶予終了後の掛金（平成 24 年 4 月 1 日以降の掛金）の取扱いについて確認したい。</p>	<p>平成 23 年 3 月末で財政検証に抵触した場合は、財政計算を実施して平成 24 年 4 月に適用する掛金を計算する。 平成 23 年 3 月末で財政検証に抵触しなかった場合は、掛金引上げ対応自体が不要となる。（平成 23 年 3 月末で財政再計算に該当する場合を除く。）</p>
6	<p>＜確定給付企業年金＞ 掛金引上げ猶予に関する提出書類の提出期限を確認したい。</p>	<p>確定給付企業年金における提出期限は以下のとおり。 規約変更を行わない場合： 本来の規約変更の期限 規約変更を行う場合 （掛金の一部引上げ猶予）： 当該規約変更の届出又は認可申請期限</p>
7	<p>＜確定給付企業年金＞ 掛金引上げ猶予を実施する際に提出する「実施事業所の経営状況が悪化して事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類」について</p> <p>① 記載内容の要件等を示すガイドライン等を示していただきたい。</p> <p>② 「1. 実施事業所の経営状況」「2. 掛金引上げが困難な理由」については、実施事業所の B/S、P/L、キャッシュフロー計算書等の財務諸表に基づく具体的数値（営業利益、純利益等）を用いて記載する必要があるか。</p> <p>③ 複数の事業所で共同して確定給付企業年金を実施している場合において、「1. 実施事業所の経営状況」「2. 掛金引上げが困難な理由」について、複数の実施事業所において経営状況が悪化している場合は、当該経営が悪化している実施事業所のうち、主たる実施事業所について記載する取扱いでよいか。</p> <p>④ 基本的には、別紙様式に必要情報を記載の上提出すれよく、その他資料（実施事業所の経営状況を示す根拠資料等）を別途添付する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>① ガイドラインを示す予定はありません。</p> <p>② 掛金拠出が困難であることを示せば良く、事業主の判断で記載すればよいです。</p> <p>③ 掛金拠出が困難であることに該当する事業所についてはその旨を示す必要があります。</p> <p>④ 事業主が掛金拠出が困難であることを示すために必要なものを提出してください。</p> <p>別紙様式の記載方法等については、地方厚生局又は企業年金連合会へご相談ください。</p>



No.	確認内容	確認結果
8	<厚生年金基金> 長期運営計画の提出期限を確認したい。	厚生年金基金においては、長期運営計画の提出有無の確認等を事前に行なうため、規約変更の有無にかかわらず、規約変更した場合の認可申請期限まで。
9	<厚生年金基金> 長期運営計画における前提が策定時と著しく異なるに至った場合等を除いては、再度の提出は求められないという、理解でよいか。	長期運営計画における前提が策定時と著しく異なるに至った場合等を除いては、再度の策定は不要。 再度策定する必要がある場合も地方厚生局への再度の提出は任意。
10	<厚生年金基金> 平成20年度決算で継続基準に抵触し掛金引き上げを猶予したが、平成21年度決算においても継続基準に抵触し、再度掛金引き上げを猶予する場合の取扱いはどうすればよいか。	長期運営計画における前提が策定時と著しく異なるに至らなければ、長期運営計画の再策定は不要であり、従来からの認可申請期限までに変更計算基礎書類を提出するということがよい。 再度策定する必要がある場合も地方厚生局への再度の提出は任意。
11	<厚生年金基金> 長期運営計画の提出にあたって、参考様式1～3の提出は任意ということによいか。	よい。 参考様式1～3はあくまで参考資料であり、その他十分な議論・検討が行える材料があれば、行政側からの提出を義務づけることはない。 適宜、基金で添付有無を判断すればよい。
12	<厚生年金基金> 長期運営計画の策定後のフォローアップの具体的な方法は、計画終了時、期限到来時の代議員会において計画の実行結果を報告することによいか。 策定後、貴省より計画の変更やフォローアップ状況の提出（例えば、非継続基準の回復計画における実施状況のようなもの）を求められることはないという理解でよいか。	計画の内容によります。 内容や今後の状況次第です。なお、策定に当たっては認可承認は不要です。

(参考) その他確認中の主な事項

No.	確認中の内容	現時点での回答内容
1	<厚生年金基金> 期ズレの解消に伴い、責任準備金の下限は「最低責任準備金±最低責任準備金調整額」に変更されるのか？ (現在の下限は最低責任準備金)	現在改正準備中の財政運営基準の改正後に改めて御照会ください。
2	<厚生年金基金> 事業所の減少に伴う一括拠出金額の算出については、最低責任準備金調整額を考慮するのか？	今後検討します。

以上

